

明るい大牟田

～ 人権について、気づき、考え、行動する ～



大牟田市・大牟田市教育委員会

～街に、暮らしに、あなたのとなりに～

つむいでいこう

人権のまち ネットワーク

- 差別や人権侵害は、いつでも起こりうることです。
誰もが、差別をする側にも、差別をされる側にも立つ可能性が 있습니다。
- 普段、あたり前のことと思って使っている言葉、習慣、風習、制度などの中に人権問題の芽が潜んではいないでしょうか？
- 日頃から行動していくときの基準の一つとして、人権を意識していくことが大切です。

この冊子は、日常生活の中の「人権」について、気づき、考え、行動していただくために作成しました。家庭、学校、職場、地域等で人権について考える際の一助となれば幸いです。



も く じ

1	人権ってななに	1
2	同和問題	3
3	女性	5
4	子ども	7
5	高齢者	9
6	障害のある人	11
7	外国人	13
8	HIV、ハンセン病	14
9	インターネット	16
11	性的指向・性自認	17
10	様々な人権問題	18
【人権に関する資料】		
	無料でDVD等を貸し出します	21
	世界人権宣言	22
	日本国憲法（抜粋）	23
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抜粋）	24
	部落差別の解消の推進に関する法律	25
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	26
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組 の推進に関する法律	30
	福岡県部落差別の解消の推進に関する条例	31
	大牟田市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権 擁護条例	32
	人権カレンダー	33

1 人権ってなあに

人権とは・・・人間らしく生きる権利です

人は誰でも自分らしく、幸せに生きる権利を生まれながらに持っています。この権利を「人権」といいます。

「人権」というと、「難しい」「堅苦しい」とか、「自分には関係ない」など、普段の生活からかけ離れた「非日常的なこと」と受け止められる傾向があります。しかし、人権問題は、私たちの家庭や地域、職場など日常生活のあらゆるところに存在しています。

一人ひとりの人権が大切にされるために大事なことは、すべての人がお互いを尊重しながら行動することです。

そのためには、一人ひとりが同和問題をはじめ様々な人権問題について正しく理解するとともに、身近にある人権問題に気づき、自分のこととして考え、行動できる態度を身につけることが大切です。

一人ひとりが、かけがえのない大切な存在です

私たちはしばしば、自分を他の人と比べて、「優れている」「劣っている」という見方をしてしまうことがあります。

しかし、まずは自分と向き合い、「自分という存在自体にかけがえのない価値がある」と自分を受け入れることが何よりも大切です。

自分自身をかけがえのない存在として認め、自分を大切に思う気持ちのことを「自尊感情」といいます。自分を価値あるものとして受け入れ、自分を好きになることができる人は、他の人のことも大切にできると言われています。

完璧な人間はいません。どうでもいい人間もいません。欠点や短所も含めて、ありのままの自分を受け入れ、まずは自分を好きになりましょう。

違いを認め合いましょう

人には、それぞれ「性別」、「年齢」、「国籍」、「考え方」など様々な「違い」があります。人はみんな、「違い」＝「個性」があるからこそ尊いのです。

また、「性別」や「国籍」などの属性だけで人を見てしまうと、異質なものとして、間違った思い込みや一方的な決め付けを生む恐れがあります。まずは同じ人間として見ていくことです。その上で、一人ひとりがお互いの「違い」を

認め、他の人の人権を守ることが、ひいては、自分の人権を守ることにつながるのです。人は一人で生きているわけではありません。だからこそ、日頃からお互いの「違い」を認め合い、他の人を思いやり、支えあうことが大切です。

お互いの人権を尊重しましょう

人権はすべての人に保障されていますが、無制限に権利を主張することが許されているわけではありません。一人ひとりの人権の主張には、同時に他の人の人権を守る責任が伴います。

お互いの人権に配慮して生活することで、すべての人の人権が尊重される人権のまちづくりが実現します。

大切なことは

家庭、学校、職場、地域など私たちが日常生活を送る中で、誤解や偏見から差別意識が生まれたり、気づかないうちに人の心を傷つけたりすることもあります。様々な人権問題について学習し、正しい知識を身につけるとともに、相手の立場や気持ちに配慮し、人権感覚を磨くことが必要です。

人権問題に関する当事者や関係者の話を聴いて思いを共有したり、自分の地域や職場の中の人権問題について話し合ったりするなど、様々な方法により、繰り返し研修して理解を深め、自分のこととして考えてみましょう。

人権問題で困っていませんか

法務局職員・人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

困ったことがあったら、お気軽にご相談ください。

福岡法務局柳川支局 電話：0944-72-2640

全国共通 人権相談ダイヤル（みんなの人権110番）

電話：0570-003-110

相談日時：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した人権擁護に深い理解のある民間の人たちです。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

2 同和問題

もし、あなたが、生まれたところや、住んでいるところを理由に差別を受けたら、どう思いますか？

日本社会の歴史的発展過程で形づくられた身分制度により、一部の人々が、住む場所や職業、服装、交際などを制限される差別を受けてきましたが、明治になって、いわゆる「解放令」が出され、制度上の差別はなくなりました。

しかし、今日においても特定の地域に生まれた又は住んでいるという理由だけで、根拠のない言い伝えや偏見によって差別され、すべての国民に保障されているはずの基本的な人権が、完全には保障されていないという問題が続いています。これが同和問題で、わが国固有の重大な人権問題です。

今もある差別意識

同和对策事業特別措置法等の法律に基づき2002（平成14）年3月までの33年間にわたり特別対策事業が実施され、同和地区における生活環境などは改善されてきました。

しかし、全国では調査業者などによる住民票等の不正取得が行われていたこと（プライム事件）や、被差別地域の住所を特定するような書き込みがインターネット上に掲載される（部落地名総鑑事件）など、今でも結婚や就職、土地差別につながる偏見や差別意識が存在しており、人権問題として深刻な状況が続いています。

このような中、2016（平成28）年12月には、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が施行されました。

この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」ことを示すとともに、部落差別の解消のために、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明確にし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査などの施策が定められています。

また、福岡県では2019（平成31）年3月に、本市では2019（令和元）年12月に国の法律を踏まえ、既存の条例を一部改正し、部落差別をはじめ、あらゆる差別のない、一人ひとりの人権が大切にされる人権尊重のまちづくりをさらに進めていくことにしています。

同和問題を解決するためには、私たち自身が自分にも関係がある問題として向き合っていくことが大切です。まわりに合わせて態度を決めるのではなく、同和問題を正しく理解し、「差別をしない、差別を許さない」という認識を持って行動することが大切です。



私たちにできること

- 同和問題について、正しく理解し、迷信や世間体等に左右されない人権感覚を身につけましょう。
- 自分にも関係がある問題として向き合っていくことが大切です。
- 差別のない社会をつくっていくために何ができるのか、考え、行動しましょう。

そっとしておけば差別はなくなる？

「差別は表面的にはなくなっているから、知らない人には教えない方がいい」という考え方があります。いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方です。

これは、「寝ている子どもをわざわざ起こして泣かせることはない」という意味から転じて「何も知らない人にわざわざ教える必要はない」「そっとしておけば自然に解決する」という意味で使われることがあります。

長い期間を経て受け継がれた偏見や差別意識は、そっとしておいても自然になくなるものではありません。同和問題をはじめ、今も差別に苦しむ人々が存在しており、決して過去の問題ではないことを、まず知らなくてはなりません。

問題に関する正しい知識がないと、悪意ある情報に触れたときに容易に信じ込み、偏見や差別意識を持つことになりかねません。

「同和問題を知らない人にわざわざ教えないほうがいい」とか「啓発や研修をしなければ知らない人が自然に増える」といった考え方では、同和問題に対する正しい知識を習得することができないばかりか、場合によっては、誤った認識を持つ人を増やす可能性もあります。

さらに、「『いつか』差別がなくなるから、それまで待つ」と我慢を強いることになり、今、存在する差別を認めてしまうことになります。

「寝た子を起こすな」という考え方では、問題の解決に向かうどころか、差別を助長することになりかねません。



3 女性

女性の人権と男女共同参画社会の実現

日本国憲法では、個人の尊厳や法の下での平等がうたわれており、性別にかかわらず人権が尊重されなければなりません。男女がともに生きる社会を実現するためには、男女がお互いの人権を尊重しあうことが重要であり、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、男女平等の意識を持って生活していくことが必要です。

市民意識調査では、家庭生活や職場、社会等での男女の地位について、多くの人が不平等と感じています。

近年の少子高齢化の進展、国内経済の成熟化等社会経済情勢の急速な変化の中で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題です。

このような中、2016（平成 28）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、職業生活において、女性がその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための取り組みが進められています。

性別による固定的役割分担意識を解消しましょう

家庭や地域、職場などで、古くからある性別による固定的役割分担意識は、徐々に解消されつつあるものの、社会の制度や慣行の中に、まだ根強く存在しており、知らず知らずのうちに私たちの行動に影響を与えています。

このような社会通念や慣行、偏った意識等は、長年の積み重ねの中で形成されたものと考えられます。「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識にとらわれた家庭や社会生活の慣習の中では、女性も男性も、個性と能力を十分に発揮することができないばかりか、地域や社会にとっても大きな損失につながります。

女性も男性も一人の自立した人間として尊重される男女共同参画社会の形成のためには、市民一人ひとりが、性別による固定的役割分担意識を解消しなければなりません。

女性に対する暴力をなくしましょう

性別に起因する人権侵害や配偶者等からの暴力は、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を阻害するものであり、その根絶を図ることが課題となっています。

配偶者や交際相手からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、ストーカー行為、性犯罪、売買春、さらには、性の商品化・暴力表現といった女性の人権に配慮を欠いた取り扱いも問題となっています。

また、男女間における暴力は夫婦間だけで起きている問題ではありません。恋人同士の間でも女性に対する暴力（デートDV）が起きている。

たとえ、夫や恋人、パートナーであっても、暴力を振るうことは絶対に許されません。

◆女性に対する暴力の相談窓口 ～一人で悩まず相談してください～

大牟田市男女共同参画センター	0944-43-1012
女性の人権ホットライン	0570-070-810
福岡犯罪被害者総合サポートセンター（筑後地域）	0942-39-4416
福岡県あすばる相談ホットライン	092-584-1266
福岡県配偶者からの暴力相談電話	092-663-8724
性暴力被害者支援センター・ふくおか	092-762-0799

◆これらの行為はDVです！

身体的暴力	なぐる／ける／物を投げつける／髪を引っ張る／首を絞める／刃物などを体に突きつける／戸外に締め出す など
精神的暴力	大声で怒鳴る／無視する／交友関係や電話を細かく監視する／さげすむ／ののしる／外出、電話を制限する／勝手に携帯電話をチェックする など
性的暴力	性的行為を強要する／避妊に協力しない／アダルトビデオなどを無理に見せる／裸の写真を撮る など
経済的暴力	生活費を渡さない／外で働かせない／支出を細かく監視する／借金をさせる など
子どもを利用した暴力	子どもに暴力を振るう／子どもの前で暴力を振るう／子どもに悪口を吹き込む／子どもを取り上げると脅す など

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、いかなる理由があろうとも、決して許される行為ではありません。



パープルリボンは女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマークです。



私たちにできること

- 女性も男性も、お互いが対等なパートナーとして、尊重し合う関係をつくりましょう。
- 「男は仕事、女は家庭」というように男性と女性の役割を性別によって固定し、それぞれの生き方や行動を制約するような考えは、すべての人の幅広い生き方の選択を妨げますので見直しましょう。

4 子ども

未来を築く子どもたちのために

国連は、「子どもの権利に関する条約」など、子どもの権利に関する条約を採択し、国においては、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」や「児童虐待の防止等に関する法律」など、子どもの権利を守るための法制度の整備が進められてきました。

近年、子どもを取り巻く環境は、少子化の進行、都市化や核家族化、共働き家庭の増加、保護者を取り巻く環境の変化や経済的な格差の拡大など急激に変化しています。また、高度情報化、地域社会のつながりの希薄化、インターネット中心のコミュニケーション等、子どもの心の成長や発達にとっては、厳しい環境になっています。

このような中、学校ではいじめ等の問題、家庭では児童虐待やひきこもり等の問題、そして地域の中では非行の低年齢化、テレビやインターネットなどマスメディアによる有害情報の氾濫や性の商品化、貧困などといった子どもの人権を侵害する深刻な問題が発生しています。

本市においては、「まちづくり総合計画」及び子ども・子育て支援法に基づく、「大牟田市子ども・子育て支援事業計画」のもと、社会全体で子どもが健やかに成長できるよう取り組みを推進しています。

子どもの権利条約を知っていますか？

世界中の子どもたちが健やかに成長できるようにとの願いをこめて、1989（平成元）年に国際連合の総会で採択され、日本は1994（平成6）年に批准しました。この条約では、子どもの権利として次のような権利を守ることを定めています。

生きる権利

病気・ケガの予防や治療を受け、生命の安全が保障され健康に生活できる権利。

育つ権利

教育・福祉などの側面から、子どもたちの健やかな成長に必要な支援を受ける権利。

守られる権利

強制労働、経済的・性的搾取、暴力、虐待などから保護される権利。また、障害のある子どもや少数民族の子どもなどについては、特別に保護される権利。

参加する権利

子どもたち自身の意思を尊重した意見表明、グループの結成や活動に関する自由を認められる権利。

子どもへの虐待をなくそう

子どもへの虐待は、子どもの心と体の成長、人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害です。また、世代を超えて虐待の連鎖につながる恐れがあります。

身体的虐待	なぐる／ける／やけどを負わせる／病気やケガをさせる／戸外に締め出す など
性的虐待	性的行為の強要／性器や性交を見せる／ポルノの被写体にする など
ネグレクト (養育の放棄または怠慢)	食事を与えない／ひどく不潔にする／適切な医療を受けさせない／保護者以外の人からの虐待を放置する など
心理的虐待	言葉による脅し／拒否的な態度を続ける／兄弟姉妹間の差別的扱い／子どもの前での家庭内暴力 など

虐待の判断は、子どもの視点から判断することが大切です。しつけの場合でも、親がその子のためを思って行っているとしても、子どもの心身を傷つけることは虐待になります。

子どもの笑顔と未来を守りたい

児童虐待防止

オレンジリボン運動

11月は児童虐待防止推進月間です



私たちにできること

- 子どもも一人の人間として尊重し、それぞれの違いや個性を大切にしましょう。
- 学校、家庭、地域など社会全体で子どもを守り、育てる意識を持ちましょう。
- 助けを求めている子どもたちがいます。虐待や虐待の疑いに気づいたら、下記に連絡してください。あなたの連絡で守られる子どもの未来があります。

大牟田市子ども家庭課（児童家庭相談室）電話：0944-41-2684

福岡県大牟田児童相談所

電話：0944-54-2344

子どもの人権110番

電話：0120-007-110

児童相談所虐待対応ダイヤル

189（いち・はや・く）

5 高齢者

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために

本市においては、2019（令和元）年10月1日現在の高齢化率は36.4%で、国や県の20年先を進んでいるといわれています。また、75歳以上の後期高齢者の占める割合が高く、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加しており、その対応は以前にも増して重要となっています。

近年では、高齢者に対する就業差別が行われたり、悪徳商法や詐欺による被害が発生したりしています。また、加齢によって疾病率が高まる認知症の問題のほか、高齢者に対する身体的・心理的・性的・経済的虐待や、介護・世話の放棄・放任といった問題も発生しています。

このような中、高齢者が自分の生き方を自己決定することができ、人間として尊厳のある生活を安心して送れるよう、高齢者の人権の保障に向けて取り組まなければなりません。

また、高齢者の人権擁護には、医療や介護といった公的なサービスだけでなく、多方面からの総合的な対応を図るためのネットワークづくりや、成年後見制度の利用促進、相談窓口の周知が求められます。

高齢者への虐待を防ぐために

虐待問題の難しいところは、養護者（高齢者の介護をしている家族等）が介護により心身共に追いつめられ、無意識のうちに虐待をしていることも少なくないことです。

虐待を防ぐためには、養護者の介護負担を軽減する策をとることや、生活面等で問題が生じているときは第三者が介入するなどして改善を図り、虐待の悪循環を止めることが大切です。

また、家族等が介護負担を感じていたり、介護に悩んだりしているときは、身近な相談窓口を教えるなど、普段からの見守りや声かけが虐待を未然に防ぐこととなります。

高齢者に対する虐待には、家族などの養護者による虐待のほかに、養介護施設従事者などによる虐待もあります。

具体的には、次のようなことが虐待にあたります。

身体的虐待	たたく／つねる／なぐる／ける／無理矢理食べさせる／やけどを負わせる／身体を拘束する／家に閉じ込める／家から閉め出す／本人に向けて物を投げつける など
心理的虐待	怒鳴る／ののしる／悪口を言う／侮辱を込めて子どものように扱う／高齢者が話しかけているのを意図的に無視する など
性的虐待	合意のない性的行為（キス、性器への接触など）など
経済的虐待	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない／年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／本人の自宅等を本人に無断で売却する／本人の名前を無断で使用して契約を交わす など
介護・世話の放棄・放任	水分や食事を十分に与えない／あまり入浴させない／汚れた服を着せ続ける／排泄の世話をしない／高齢者の部屋だけ掃除をしない／劣悪な住環境の中で生活させる／必要な介護・医療サービスを利用させない など



私たちにできること

- ・「年寄りなんだから」「年寄りのくせに」と高齢者に対する決めつけた考え方や接し方をせずに、高齢者自身の意欲や能力を尊重しましょう。
- ・加齢に伴う衰えは、誰もが避けることはできません。高齢者の立場に立って考え、高齢者の行動を阻害したり、軽視したりしないようにしましょう。
- ・「虐待かも？」と思ったら、まずは最寄りの地域包括支援センターにご相談ください。
- ・認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。認知症のことを正しく理解し、認知症の人やその家族の希望に沿った手助けをしましょう。

認知症サポーターになりませんか？

大牟田市では認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成しています。

認知症サポーターになるには、大牟田市が開催する「認知症サポーター養成講座」（90分程度）を受講すれば、どなたでもなることができます。

受講者にはサポーターの証しである「オレンジリング」が配布されます。

受講料は無料で、おおむね10人以上の団体・グループ等が受講の対象になります。

日時も、参加者の集まりやすいときに合わせて開催できますので、大牟田市福祉課（総合相談担当）（電話：0944-41-2672）に問合せてください。

6 障害のある人

一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち
～ノーマライゼーション社会の実現をめざして～

障害のある人が地域で安心して生活するためには、障害のある人とともに暮らすことが当たり前であることを前提とした地域づくりを推進していかなければなりません。

しかしながら、障害者用駐車スペースへの駐車、障害のある人に対する配慮に欠けた行動や精神障害や発達障害がある人に対する誤解や偏見などは、障害のある人の自立と社会参加の大きな障壁になっています。

このような中、2016（平成28）年、障害を理由とする差別の禁止と差別解消を具体的に推進するため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、国や地方公共団体の責務として障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、必要かつ合理的な配慮を行うこととなりました。

障害をその人の個性として受け止め、社会の一員として、等しくその人権や意思を尊重し、ともに暮らす社会づくりのためには、障害や障害のある人のことを正しく理解しなければなりません。そのためには、障害や障害のある人に対する正しい知識の啓発や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などを図る必要があります。

また、障害のある人に対する虐待や障害のある人を狙った犯罪なども発生しており、成年後見制度の利用促進などの障害のある人の権利を擁護するための取り組みも必要です。

障害のある人に対する虐待や養護者の支援に関する相談・通報・届出は下記まで

大牟田市福祉課（総合相談担当）

市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分 電話：0944-41-2672

上記以外の日・時間帯

電話：0944-41-2222（市役所当直室） 担当課が受付後、後日連絡します。

障害のある人にとって、どんなバリア（障壁）があるでしょう？

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上では、いまだに多くのバリア（障壁）があり、様々な面で不自由、不利益や困難な状況におかれています。

- 物理的なバリア：スロープやエレベーターの不備のように、道路や建物などが整備されていないために使いにくい状態であることなど。
- 制度的なバリア：障害があることによって、就学や進学、免許・資格取得などが制限されることなど。
- 文化・情報面のバリア：障害があることや手話等の対応がなされないことによって、文化や情報などに接する機会が制約されること。
- 心のバリア：障害や障害のある人に対する誤解や無関心による発言や行動により、不利益を受けること。

※この他にも、障害のある人が、障害のない人と同じような日常生活や社会生活を送る上でバリアとなるものがあります。

障害や障害のある人に対する正しい理解

障害のある人といっても、生まれたときから障害のある人、病気や事故で障害が生じた人など、その状況は様々です。

最近では障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化が進んでいます。また、高次脳機能障害、発達障害などは外見からは分かりにくい障害であるために、周りの人から十分に理解を得ることが難しく、誤解されてしまうことがあります。

障害のある人が感じている不便さや必要としている支援は、障害の特性や状態によって違います。

私たち一人ひとりが千差万別であるように、障害のある人を「障害者」とひとくくりに考えたり、「特別な人」と決めつけたりするのではなく、一人ひとりが全て違うことを理解する必要があります。



私たちにできること

【障害のある人を見かけたら】

- 好奇の目で見たり、困っているのに見て見ぬふりをしたりするのはやめましょう。
- 障害のある人の人格をありのままに尊重し、温かく接しましょう。

【困っている人を見かけたら】

- 「何かお困りですか」と一声かけて、まずその人が何をして欲しいか尋ねてください。できることがあればサポートしましょう。
- 自分だけの判断で行動すると、親切のつもりがおせっかいになる可能性があります。本人の意思を尊重し、必要なサポートを心がけましょう。

7 外国人

もし、自分が外国で生活することになったら・・・と
考えてみたことがありますか？

今日の国際社会は、交通や通信技術の飛躍的進歩により、国境を越え「人」「物」「情報」の交流が格段に、かつ、急速に拡大し、地球全体が一つの圏域となりつつあります。

一口に外国人に関する人権問題といっても、言語や生活習慣等の違いが引き起こす人権問題や、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人に関する人権問題など、その内容は様々です。

外国人というだけで偏見や差別が生まれたり、言語、文化、習慣等の違いから十分な相互理解ができず、住居、労働、福祉、医療、教育等の様々な分野でトラブルが起こったりすることもあります。

築こう「共に生きる地域社会」

仕事や留学等のために、多くの日本人が海外で生活しています。同じように、海外からも多くの外国人が仕事や留学等のために日本で生活をしており、この傾向は、今後ますます進んでいくと思われれます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的問題となっており、2016(平成28)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ対策法)が施行されました。

外国人が地域の一員としていきいきと生活できるよう、同じ地域に暮らす私たち一人ひとりが習慣や文化、価値観等の違いを理解し、行動していくことが重要です。



私たちにできること

- 先入観から外国人との関わりを避けたり、疎外したりしてしまうのではなく、いろいろな国の人と交流し、文化や歴史、習慣の違いを理解することが大切です。
- 「日本人だから」「〇〇人だから」ということではなく、国籍にとらわれず、お互いに一人の人間として、認め合い、尊重し合う関係を築いていきましょう。

8 HIV、ハンセン病

病気について正しい知識を持っていますか？

病気の原因は、決して自己の健康管理能力の不十分さに限られるものではありません。

しかし、病気の原因が日頃の不摂生によるものと思われたり、病気を理由に仕事や学校を休んで周りに迷惑をかけ、社会的負担をかける者と見なされたりするなど、誤解や偏見の対象となり、差別を受けることがあります。

感染する病気の場合には、偏見や差別は一層厳しさが加わります。

こうした偏見等をなくすためには、病気についての正しい知識の普及や患者等の立場に立って考えることが大切です。

HIV感染者やエイズ患者

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、その感染経路が特定しており、感染力もそれほど強くないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、医学の進歩により、治療薬によって後天性免疫不全症候群（エイズ）の発症を遅らせることが可能になりました。

しかし、病気に対する正しい知識や理解がないために、患者や感染者、あるいはその家族に対して、偏見を持ったり差別をしたりすることが問題となっています。

ハンセン病患者や回復者

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は弱く飲食や入浴などの日常生活では感染しません。発病した場合も、現在は治療方法が確立しており、治癒する病気です。また、遺伝する病気でもありません。そのため、本来、ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんでしたが、日本では明治時代から施設入所を強制する隔離政策が、1996（平成 8）年の「らい予防法」が廃止されるまで続けられてきました。

その後、2001（平成 13）年の患者訴訟判決及び 2019（令和元）年の家族

訴訟判決において、熊本地方裁判所がらい予防法下のハンセン病政策について国の責任を認める判決を出しました。国は控訴を断念し、従来のハンセン病対策の誤りを認め謝罪しました。

しかしながら、長期にわたる強制入所・隔離という国の政策等から、入所者の多くは高齢で身寄りがない状態に置かれてしまったことや、肉親をはじめとする社会との交流が断たれてきたことなどに加え、現在も偏見や差別が存在していることなどから、社会復帰が妨げられています。このため、今日でも、回復者の多くが全国のハンセン病療養所で暮らしているのが実状です。

ハンセン病患者や回復者の社会復帰が実現するためには、ハンセン病やハンセン病がたどってきた歴史について正しい知識を習得し、偏見をなくし、患者や回復者の人たちを温かく迎え入れる社会を実現することが必要です。



私たちにできること

- 病気に対する誤った情報は、患者やその家族に対する偏見や差別につながります。病気について正しく理解し、共に生きる社会の一員として接していきましょう。
- 病気について正しく理解することは、自分を守り、周りの人を守ることにもなります。
- 日頃から、不確かな情報に惑わされない態度や、相手の立場になって考える態度を身につけていきましょう。



9 インターネット

インターネットの正しい使い方や、危険性を理解していますか？

日本における 2018（平成 30）年のインターネットの利用率（個人）は、79.8%であり、端末別の利用率は、「スマートフォン」（59.5%）が最も高く、次いで「パソコン」（48.2%）となっています（情報通信白書 令和元年版より）。

インターネットには、掲示板や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのコミュニケーションを広げる機能もあり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。

その一方で、インターネットの普及に伴い、名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報が掲載され、人権に関わる問題も発生しています。

これらはいずれも匿名により簡単に情報発信が可能であるため、特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などの人権を侵害する情報の発信や暴力的表現、卑猥情報など、いわゆる有害情報の発信、いじめや性的犯罪への悪用が問題になっています。

また、誰もが掲示板や SNS を簡単に利用できることもあり、トラブルになるケースが増えています。特に小学生や中学生等の青少年の利用が年々増加しており、青少年が加害者や被害者になる事案も発生しています。

インターネット上に流された情報は、瞬く間に世界中のあらゆる場所、あらゆる人に広まる可能性があり、一度広まった情報を完全に削除することは困難なため、長期間、深刻な人権侵害を引き起こす可能性があります。



私たちにできること

- インターネット上で情報を発信する場合、差別的な表現やうそ、偽り、プライバシーを侵害する情報などを書き込まない等、ルールやマナーを守ってインターネットを正しく利用しましょう。
- 情報セキュリティの知識や情報リテラシー（正しい情報を見極め、活用する力）の習得に努めましょう。
- 掲示板や SNS における悪質な人権侵害については、サイト管理者やプロバイダに対して、人権侵害情報の削除を依頼することができます。または、最寄りの法務局で対応を相談することもできます。

10 性的指向・性自認

性的指向や性自認について理解を深めましょう

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念を「性的指向」といいます。対象が異性に向かう場合を異性愛、同性に向かう場合を同性愛、男女両方に向かう場合を両性愛といいます。

また、自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念を「性自認」といい、「心の性」と呼ばれることもあります。多くの方は、性自認（心の性）と生物的な性（身体の性）が一致していますが、この両者が一致しない人は、違和感があり、手術により性の適合を望むこともあります。

オランダなど海外では、同性同士の結婚を認めている国や地域もあり、国内でも東京都の渋谷区や世田谷区等が、公的に同性カップルを結婚に相当する関係と認める「パートナーシップ制度」を導入したことや、カミングアウト（自分が当事者であることを打ち明けること）した人が、様々な分野で活躍するなど、社会での理解は広がってきています。

しかし、同性愛や両性愛の人々、生物的な性と性自認が一致しない人々は、性に関する受け止め方が、社会や周りの人たちと比べて少数派であるため、偏見や差別の対象となり、場合によっては職場を追われたり、学校生活の中でいじめられたりするなどの差別を受けています。

性についての多様なあり方を理解し、社会や周囲の人の性についての指向や考え方と異なっているという理由で差別したり、排除したりすることなく、それぞれの生き方を尊重することが大切です。



私たちにできること

- 性的指向や性自認についての正しい知識を学び、当事者を傷つけるような悪口やジョークを使わないようにしましょう。
- カミングアウトはとても勇気のいることです。考え抜いて「この人なら信頼できる」という人を選んで打ち明けています。カミングアウトを受けたら、まずは、真摯にその人の話を聴きましょう。

1 1 様々な人権問題

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、社会の偏見のために就職や住居の確保が困難など、様々な差別的扱いを受けることがあります。社会復帰には本人の強い更正意欲とともに、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、偏見や差別意識の解消に向けた取り組みが必要です。

特に、刑を終えて出所した高齢者や障害のある人は、自立した生活が困難であるにもかかわらず、福祉的支援も受けられないまま孤立し、再犯にいたる場合もあり、社会復帰への支援が必要です。

2016（平成28）年に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、2017（平成29）年12月、再犯防止推進計画が閣議決定されました。国では、この計画に基づき、刑を終えて出所した人等に対する就労支援など、再犯防止の推進に取り組んでいます。

犯罪被害者

犯罪被害者は生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるなどの、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らない重大な精神的被害を負うとともに、再被害の不安にさいなまれています。さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道などにより、その名誉や生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しんだりすることも少なくありません。

このようなことから、国は「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の制定や「犯罪被害者等給付金支給法」の改正、「犯罪被害者等基本法」の制定等、犯罪被害者の人権を保護し、救護するための法整備を進めました。また、2005（平成17）年12月には「犯罪被害者等基本計画」を策定して、損害回復、経済的支援、精神的・身体的被害の回復、刑事手続きへの関与、支援体制の整備、国民の理解の増進等について具体的な施策を示しました。

犯罪の被害は多様で、時間や場所を選ばず発生することがあり、誰もが犯罪被害者となりうる状況があります。一人ひとりが、被害者等の置かれている状況を自分自身のこととして理解し、支援していくことが大切です。

国際的紛争等に巻き込まれた人たち

内乱や革命、国際的紛争等の政情不安定や社会、経済情勢の変化による治安の悪化などにより誘拐・拉致等に巻き込まれることがあります。

突然、強制的に、外国で誘拐され、あるいは外国に連れ去られることは、自由で平和な日常生活を奪う重大な人権侵害です。

北朝鮮当局による拉致問題は、2002（平成14）年9月に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めました。国際的にも関心が高まるなか、国家間の協議は進められていますが未だ解決には至っていません。その一方で、在日韓国・朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの問題も発生しています。

すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を願うとともに、私たち一人ひとりも、この問題に対する関心と認識を深めることが大切です。

ホームレス

2019（平成31）年1月実施の全国調査によると、全国には4,555人のホームレスが存在しています。ホームレスとなった理由は、社会経済情勢の影響を受けた失業、病気やけが等による失業など様々です。誰にも相談できないまま社会から孤立してしまい、その結果、住む所さえも失ってしまう経験をされています。

また、ホームレスに対する偏見や差別意識から、嫌がらせや暴行を受けるなどの犯罪や人権侵害の問題も起こっています。

2002（平成14）年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められています。

国においては、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別の解消をめざして、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

私たち一人ひとりも、ホームレスの現状についての理解を深め、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消していく必要があります。

東日本大震災をはじめとする災害に起因する人権問題

2011（平成23）年3月の東日本大震災や、2016（平成28）年4月の熊本地震等の発生は、東北地方や熊本県等を中心に甚大な被害をもたらしました。また、近年の記録的な豪雨により洪水が発生し、その被災地では、多くの人が避難生活を余儀なくされています。

避難生活の中では、子ども、女性、高齢者、障害のある人、外国人、特別な支援や配慮を必要とする人たちの困難は、より大きいものになります。

東日本大震災では、地震と津波に伴い発生した原子力発電所事故により、避難や転居を余儀なくされた人々に対する根拠のない風評に基づいた偏見や差別など、被災者を二重に傷つける出来事も発生しました。

本市には、被災地からの移住者もおられることから、被災者に対する正しい

理解を深め、他人事とせず、被災者と気持ちを分かち合えるよう、正しい知識を身につけることが求められるとともに、「相手の立場に立って考える」姿勢を忘れないことが大切です。

奄美群島から移住してきた人

本市においては、明治末に、三池炭鉱の労働者の募集に応じ、本市に移り住んだ与論島をはじめとする奄美群島出身者に対する偏見や差別が、「与論長屋」、「島差別」として形成された史実があります。

文化に優劣はありませんが、自分とは異なる文化を持つ人々を排除しようとする気持ちが心の中に生まれ、偏見や差別につながっていきます。

歴史や文化を正しく理解し、お互いに尊重することが大切です。

その他の人権問題

その他にも犯罪組織などによって、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段で住んでいた所や国を移動させられるなどして、売春や風俗店勤務、強制的な労働などを強要される重大な犯罪である人身取引（トラフィッキング）も基本的人権を侵害する深刻な人権問題です。

また、北海道などに先住していた民族であるアイヌの人々に対し、伝統や文化に対する理解不足から、偏見や差別が依然として存在しています。2008（平成20）年、国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が行われ、その前年には、国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど、国内外において、先住民族への配慮を求める要請が高まっています。2019（平成31）年には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、アイヌ施策の推進のための、国の責務などが定められました。

このように、従来から偏見や差別の対象とされたり、弱い立場に置かれているために人権侵害を受けやすい人たちの問題に加えて、経済のグローバル化や不況の長期化、家族や地域の変容など社会・経済情勢等の変化により、ひきこもりの状態にある人をはじめとして、社会から孤立したり疎外されやすい人たちに新たな問題が生じる可能性があります。

人権問題に的確に気づき、一人ひとりが、すべての人を個人として尊重し、認め合い、支え合う社会をつくることが大切です。



人権に関する資料

無料でDVD等を貸し出します



学校、地域や職場等で行われる研修会、学習会などで活用いただけるように人権問題に関する教育・啓発用DVD等を貸し出しています。

下記内容をご覧のうえ、どうぞご利用ください。

1 貸し出し(申し込み)方法

(1) 申し込み

- 直接、中央地区公民館内の人権・同和教育課に来ていただくか、電話（0944-41-2869）で、借用したいDVD等を申し込んでください。

(2) 貸し出し(無料)

- 直接、人権・同和教育課に受け取りに来てください。

貸出・返却日時	貸出期間	貸出本数
平日の午前8:30～午後5:15	10日以内	3本以内

- 「啓発用DVD等借用申請書」を準備していますので記入してください。（申請書は市のホームページからも取得できます。）

(3) 返却

- 直接、人権・同和教育課へ借用されたDVD等を持参してください。
【土、日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く】

2 利用にあたっての注意事項

- 他の団体、個人などに又貸しは禁じます。
- DVDやビデオに破損が生じた場合は、申し出てください。

3 お問い合わせ

- 所在地 大牟田市原山町13番地3（中央地区公民館 1階）
- 電話 0944-41-2869
- 担当 教育委員会事務局 人権・同和教育課

世界人権宣言（1948年12月10日 第3回国際連合総会採択）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人々の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。
すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に、適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

日本国憲法（抜粋）

（昭和22年5月3日施行）

（基本的人権）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抜粋）

（平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人権、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に関する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成 28 年 12 月 16 日法律第 109 号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成 25 年 6 月 26 日法律第 65 号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十号及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

- 二 学識経験者

- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の

事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 (省略)

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 (省略)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(平成 28 年 6 月 3 日法律第 68 号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本的施策（第五条—第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（不当な差別的言動に係る取組についての検討）

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

(平成 31 年福岡県条例第 6 号)

第一章 部落差別の解消の推進

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び市町村との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第四条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第五条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法 第六条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第七条 知事は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(趣旨)

第八条 県は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

(県の責務)

第九条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消を推進するため、国及び市町村と協力して必要な教育及び啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第十条 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査(以下「調査」という。)を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第十一条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申出)

第十二条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第十三条 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第 1 項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

第三章 雑則

(解釈及び運用)

第十四条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(規則への委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大牟田市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす 人権擁護条例

(令和元年 12 月 27 日条例第 33 号)

(目的)

第一条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法及び全ての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言の基本理念並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号。以下「法」という。）等にのっとり、部落差別をはじめ障害者差別、女性差別、外国人差別、いじめ等あらゆる差別を撤廃し、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の建設を目指し、もって明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第二条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図りつつ、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第三条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らも人権侵害に関する行為をしないよう努め、部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃するための施策に協力するものとする。

(施策の推進)

第四条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃するために必要な施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第五条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第六条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第七条 市は、あらゆる差別の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(実態調査)

第八条 市は、法第 6 条に規定する国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するものとする。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和元年 12 月 27 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

人権カレンダー

月	月間・週間	記念日
4	2～8日 発達障害啓発週間	2日 世界自閉症啓発デー
5	1～7日 憲法週間 5～11日 児童福祉週間	
6	外国人労働者問題啓発月間 男女雇用機会均等月間 就職差別撤廃月間 23～29日 男女共同参画週間	1日 人権擁護委員の日 22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日
7	福岡県同和問題啓発強調月間 社会を明るくする運動強調月間	
8		
9	障害者雇用支援月間 10～16日 自殺予防週間	8日 国際識字デー 10日 世界自殺予防デー
10	高齢者雇用支援月間	1日 国際高齢者デー
11	児童虐待防止推進月間 12～25日 女性に対する暴力をなくす運動 25～12月1日 犯罪被害者週間	25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー
12	3～9日 障害者週間 4～10日 人権週間 10～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間	1日 世界エイズデー 3日 国際障害者デー 10日 世界人権デー
1		
2		
3	自殺対策強化月間	8日 国際女性デー 21日 国際人種差別撤廃デー

あとがき

大牟田市では、2012（平成24）年1月に全ての市立学校が一斉にユネスコスクールに加盟し、「持続可能な開発のための教育」ESD（イーエスディー）を推進しています。市政におけるESD推進のため、2016（平成28）年1月には市役所内に「大牟田市ESD推進本部」を設置し、市をあげて「ESD」を進めています。

また、2015（平成27）年9月には、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」SDGs（エスディー・ジーズ）が掲げられました。「誰一人として取り残さない」という理念のもとに進めていくSDGsは、貧困や保健、気象変動等多岐に渡っています。中でも人権分野は、SDGsの17のゴールの多くに関連するものであるため、各施策の推進は人権に関する様々な問題の解決にも結びついていくと考えています。

このような中、2019（令和元）年7月には、大牟田市は内閣府の「SDGs未来都市」に選定されました。

今回の選定を契機に、今後さらに「SDGs/ESDのまち・おおむた」として、国内外に向けた情報発信を進めるとともに、国内はもとより、全世界がめざすSDGs実現に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





発行日 2020(令和2)年3月

大牟田市市民協働部 人権・同和・男女共同参画課

電話:0944-41-2611 FAX:0944-41-2869

大牟田市教育委員会事務局 人権・同和教育課

電話・FAX:0944-41-2869

〒836-0862 福岡県大牟田市原山町13-3
(中央地区公民館内)